

老人保健制度が大幅に改正されました

- 平成13年1月から、「かかった医療費」に応じた1割自己負担に変わりました。
- 病院の規模や加入者の負担能力などにより、一部負担金と月額上限額が変わりました。

外来

平成12年12月31日まで

従来

1日につき
一律
530円

平成13年1月1日から

大病院
(200床以上)

1割負担

(月額上限5000円)※1

中小病院
(200床未満)

1割負担

(月額上限3000円)※2

診療所

1日800円

(月額上限3200円)※3

- ※1 病院内で薬をもらった場合(院内処方)。外の薬局でもらった場合(院外処方)は、「病院」と「薬局」での月額上限がそれぞれ2500円となります。
- ※2 薬を病院内でもらった場合。薬を外の薬局でもらった場合は、「病院」と「薬局」での月額上限がそれぞれ1,500円となります。
- ※3 月4回まで(月5回から無料)、1日800円に代えて、1割負担(月額上限3000円)とする診療所もあります。

高齢者の薬剤にかかる「一部負担金」

廃止

(70歳未満の方については平成14年度までに廃止の予定)

入院

平成12年12月31日まで

従来

一般は1日1200円、
住民税非課税世帯は
月額上限3万5400円、
住民税非課税世帯で
老齢福祉年金
受給者は1日500円

平成13年1月1日から

一般

1割負担

(月額上限3万7200円)

住民税非課税世帯

1割負担

(月額上限2万4600円)

住民税非課税世帯等で
老齢福祉年金を受けている方

1割負担

(月額上限1万5000円)

訪問介護

平成12年12月31日まで

従来

1日250円

平成13年1月1日から

定率負担制の場合

1割負担

(月額上限3000円)

定額負担制の場合

1日800円

(月5回まで)

- ・自己負担額の計算方法は、医療施設によって上記のいずれかになります。

- 医師の判断で在宅療養(訪問介護)が必要とされた場合、費用の一部を負担するだけで、訪問看護や訪問診療を受けられます。